

定期監査報告書

第1 監査の対象及び期日

総務局（真備支所）・保育園・認定こども園・議会事務局・選挙管理委員会事務局

【明細は別表のとおり】

第2 監査に当たった監査委員

竹内 道宏、濱田 弘、矢野 周子、大橋 健良

第3 監査の方法

今回の監査は、主として令和4年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行、財産管理及び安全管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。なお保育園及び認定こども園の監査にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から書面監査とし、必要により関係職員から事情を聴取する方法で実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

[真備支所市民課]

1. 遺失物について

遺失物について、現金の拾得物を警察署長へ提出したものの、遺失物法に定める期間内に引渡しを請求しなかったことにより、所有権を取得できなかった事例が見受けられたので、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき、適正な事務処理をされたい。

[真備支所産業課]

1. 補助金について

上原井領土地改良区運営事務費補助金について、補助事業完了後に実績報告書が提出されておらず、補助金額の確定をしていなかったため、倉敷市補助金等交付規則等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

[真備支所建設課]

1. 収入について

西日本電信電話株式会社との契約に基づき井原線吉備真備駅、川辺宿駅、及び備中呉妹駅に設置された公衆電話に係る事務について、次の点に不備が見受けられたため、関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。

(1) 受託業務である料金回収を長期間行っておらず、業務の履行及び公金の管理に適正を欠いていた。

(2) 納入通知書を発しない随時の収入は、地方自治法施行令により領収した日の属する年度によって歳入所属年度を区分することになっているが、令和3年度中に受領した委託手数料等について、事務処理が著しく遅延し翌年度に調定及び収納が行われていた。

2. 公園占用許可について（使用料を含む）

令和3年度及び令和4年度の公衆電話室の公園使用料について、算定根拠となる倉敷市道路占用料徴収条例に規定された改正前の使用料を徴していたため、倉敷市公園条例等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

3. 行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用料を令和3年度中に調定し収入すべきものが、翌年度に調定し収納されていたため、倉敷市財務規則等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

別表

監査の対象	監査の期日	監査の対象	監査の期日	
真備支所		稗田保育園	令和4年11月4日 ～ 令和4年11月11日	
市民課	令和4年11月9日	玉島保育園		
産業課	令和4年11月8日	まきびの里保育園		
建設課	令和4年11月7日	中洲認定こども園		
老松保育園	令和4年11月4日 ～ 令和4年11月11日	第五福田認定こども園		
豊洲保育園		柳田認定こども園		
茶屋町保育園		乙島東認定こども園		
大内保育園		穂井田認定こども園		
大内保育園万寿分園		琴浦西認定こども園		
第一福田保育園		庄認定こども園		
水島保育園		議会総務課		令和4年11月10日
赤崎保育園		議事調査課		令和4年11月10日
田の口保育園		選挙管理委員会事務局		令和4年11月7日
上の町保育園				